



本号の内容

1. 海外トピックス：中国、シンガポール、インド、米国
2. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：韓国産牛肉等の輸入について

1. 海外トピックス

中国：2026年の経済成長率の目標数値を発表

政府は4月5日、全人代（日本の国会に相当）の政府活動報告内で2026年の実質経済成長率の目標を発表しました。目標数値について前年の5%前後から4.5-5.0%と、2019年以来の幅を設けた形とし、政策運営について「より良い結果を目指す」としました。

シンガポール：飲食業従事者の賃金を引上げ

政府は3月16日、TCF（飲食業三者クラスター）による賃上げに関する提言を受け入れたと発表しました。同提言では、2026年7月1日から3年間、飲食業従事者の基準月額総賃金を毎年140~145シンガポールドル引き上げるスケジュールが示されています。

インド：国内の原油備蓄量等を発表

石油・天然ガス省は3月26日、原油・製品在庫と戦略備蓄を含む在庫カバーが足元で約60日分あること、原油は向こう60日分の供給を手当て済みであることを発表しました。同発表内でホルムズ海峡経由外でも十分な原油調達ができていることも伝えています。

米国：違憲判断された相互関税等の還付を開始

税関・国境警備局（CBP）は4月20日、連邦最高裁が無効と判断した国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき徴収された関税（相互関税等）について、還付手続きを開始したと発表しました。当初は、関税が未清算の輸入申告および清算後80日以内の申告が対象です。

2. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 韓国産牛肉等の輸入について

Q 韓国で飼養されている牛の牛肉または加工品を日本へ輸入したいと考えています。手続きおよび留意点について教えてください。

A 韓国産牛肉およびその加工品の輸入には、日本の関係法令において定められた要件を満たすことが必要です。しかし現状では実務上のハードルが高いとされています。

1. 輸入通関時のポイント

日本へ貨物を輸入する際は、税関において輸入通関手続きを行います。牛肉またはその加工品を輸入する場合、一般的な貿易書類（船荷証券（B/L）、インボイス、パッキングリスト等）に加え、次の書類が必要となります。

- 「輸入検疫証明書」
- 「食品等輸入届出書済証」

2. 「輸入検疫証明書」の取得手続き

家畜伝染病予防法では、牛を含む偶蹄目類の肉（豚およびいのししを除く）について、輸入禁止地域が定められています。韓国は当該地域に該当します。ただし、ソーセージ・ハム・ベーコンまた肉・臓器については、次の条件を満たせば輸入可能です。

- ・ 農林水産大臣の指定した施設で同大臣の定める基準に従い加熱処理がなされた
- ・ 輸出国（韓国）政府機関発行の「検査証明書」を取得

指定施設については、農林水産省のホームページより確認することが可能です。

上記の「検査証明書」を取得したうえで、輸入時に動物検疫所の検査を受け、合格した場合に「輸入検疫証明書」が交付されます。

3. 「食品等輸入届出書済証」の取得手続き

食品衛生法にもとづき、販売または営業上使用する食品等を輸入する場合、輸入者は厚生労働省検疫所に食品等輸入届出書を届け出なければなりません。食肉およびその加工品については、輸出国（韓国）政府機関発行の衛生証明書（上記「検査証明書」で代替可能かは要確認）の添付を求められる場合があります。

厚生労働省検疫所による審査・検査の結果、食品衛生法上問題が無ければ、「食品等輸入届出書済証」が返却されます。

以上のように手続きが複雑であるため、事前に関係各所に問い合わせることが推奨されます。

<編集・発行>
信金中央金庫
企業成長推進部 グローバル事業推進室
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7703

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。